

国民健康保険運営協議会について

運営協議会の位置づけ

． 国民健康保険法

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。
2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

． 国民健康保険法施行令

- 第3条 国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
2 委員の定数は、条例で定める。
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

- 附則第1条の2 協議会は、第3条第1項の規定に関わらず、同項に規定する委員に高齢者医療確保法第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

． 国立市国民健康保険条例

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 4人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3）公益を代表する委員 4人
- （4）被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、規則で定める。

． 国立市国民健康保険運営協議会規則

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- （1）一部負担金の負担割合に関する事。
- （2）保険税の賦課方法に関する事。
- （3）療養の給付期間に関する事。
- （4）保険給付の種類および内容に関する事。
- （5）保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- （6）その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

第3条 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第4条 協議会は、市長から諮問を受けたときは、その都度会議を開き、すみやかに答申しなければならない。

第5条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、市長に建議することができる。

2 前項の建議は、書面で提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは口頭によることができる。

第9条 会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ、国立市国民健康保険条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の1人以上が出席していなければ開くことができない。

第10条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

国民健康保険運営協議会規則

第1条 この規則は、国立市国民健康保険条例第3条の規定に基づき国立市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険税の賦課方法に関する事。
- (3) 療養の給付期間に関する事。
- (4) 保険給付の種類および内容に関する事。
- (5) 保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- (6) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

第3条 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第4条 協議会は、市長から諮問を受けたときは、その都度会議を開き、すみやかに答申しなければならない。

第5条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、市長に建議することができる。

2 前項の建議は、書面で提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは口頭によることができる。

第6条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、事由を具して市長に届出なければならない。

第7条 協議会に会長、副会長各1名をおく。

2 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。会長事故あるときは、副会長これを代理する。

3 招集は、会議開催の日前3日までにしなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。

第8条 削除

第9条 会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ、国立市国民健康保険条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の1人以上が出席していなければ開くことができない。

第10条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関係する事項については、その議事に加わることはできない。

第12条 協議会に書記をおく。

2 書記は、市の職員をもつて充て、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

第13条 議長は、書記をして会議録を作成させ、これを保存させなければならない。

2 会議録には、会議の概要のほか、開会および閉会年月日、出席、欠席委員および説明のため出席した者の氏名ならびに議長において必要と認められた事項を記載しなければならない。

い。

第14条 会議録には、議長および議長の指名する2人以上の委員が、署名しなければならない。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について（報告）

国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等1人につき加算する金額を26万5千円から27万円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等1人につき加算する金額を48万円から49万円に改めます。

【改正前】

区 分	世帯（被保険者と特定同一世帯所属者）の合計所得
5割軽減	33万円 + (<u>26万5千円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計数)
2割軽減	33万円 + (<u>48万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計数)

【改正後】

区 分	世帯（被保険者と特定同一世帯所属者）の合計所得
5割軽減	33万円 + (<u>27万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計数)
2割軽減	33万円 + (<u>49万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計数)

被保険者には擬制世帯主を含みます。

特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入しており、平成20年4月以降に後期高齢者医療制度へ移行した者です。

専決処分による影響

対象者数

・ 5割軽減対象者数（医療分）

1,034世帯1,844名 1,055世帯1,881名 21世帯37名増

・ 2割軽減対象者数（同）

1,070世帯1,979名 1,099世帯2,053名 29世帯74名増

影響額

・ 年間賦課総額（医療分、支援分、介護分合計）

17億2,400万4,500円 17億2,290万9,400円 109万5,100円の減

平成29年1月5日時点における、軽減基準の変更前後で比較。

国立市国民健康保険税条例

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。））ならびに当該世帯主および当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は16万円とする。

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.50を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額または山林所得金

額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,000円とする。

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.80を乗じて算定する。

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.85を乗じて算定する。

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

第9条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

第10条 保険税の納税者は、次条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入するときは、当該税額または納入金額の納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条および第19条の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

第12条 普通徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 次条の規定によつて課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅したものには、その消滅した日(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおい

- て「1項世帯主」という。)となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から月割をもつて当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となつた場合において、当該2項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となつた者が、当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を当該被保険者となつた日の属する月から月割をもつて当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を、当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を当該被保険者でなくなつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもつて、当該納税義務者の国民健康保険税から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となつた場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないことと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保

険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円) 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,700円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下単に「特定同一世帯所属者」という。)1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,200円

第22条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条において同じ。)である場合における第3条および前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)」とする。

第23条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合または当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

第24条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

第25条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者で当該納税義務者の申請によりもしくは特に必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

- (1) 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
- (2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者および同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第26条 国立市行政手続条例（平成7年3月国立市条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 国立市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第1項第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

第27条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、国立市市税賦課徴収条例（昭和29年条例第5号）の定めるところによる。

平成29年度国民健康保険税(料)率等の状況

(平成29年4月1日現在)

保 険 者 名	国民健康保険税(料)率・賦課限度額														
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
1 八王子市	5.30		28,000		54	1.80		11,000		19	1.60		12,000		16
2 立川市	6.38		30,500		54	2.13		11,100		19	1.49		13,400		16
3 武蔵野市	4.70		23,800		54	1.70		8,700		18	1.40		11,400		15
4 三鷹市	4.70		25,000		52	1.60		8,500		17	1.40		12,500		16
5 青梅市	5.35		26,300		54	1.70		8,900		19	1.55		9,300		16
6 府中市	4.63		22,920		52	1.42		6,840		17	1.49		9,240		16
7 昭島市	5.60		27,500		54	2.25		11,500		19	1.70		14,500		16
8 調布市	5.00		26,300		54	1.58		9,300		19	1.58		10,900		16
9 町田市	5.17		25,000	9,000	54	1.76		8,500	3,000	19	1.55		9,500	3,000	16
10 福生市	4.70		24,000		54	1.80		11,000		19	1.30		11,000		16
11 羽村市	5.10		23,000		54	2.00		9,800		19	1.80		13,000		16
12 あきる野市	4.63	7.50	20,000	10,800	54	1.62		9,000		19	1.53		12,000		16
13 日野市	5.00		24,000	6,000	54	1.30		9,000		19	1.30		12,000		16
14 多摩市	4.85		24,800		54	1.55		11,000		19	1.35		10,000		16
15 稲城市	4.62		22,600		54	1.18		5,500		19	2.19		13,100		16
16 国立市	5.50		20,000		54	1.80		10,000		19	1.85		11,000		16
17 狛江市	5.09		25,000		54	1.73		9,600		19	1.55		12,000		16
18 小金井市	5.50		21,000	6,600	54	1.95		14,000		19	1.90		16,000		16
19 国分寺市	4.43		28,000		54	1.37		12,000		19	0.99		14,000		16
20 武蔵村山市	5.20	5.00	24,000	2,600	54	1.68		11,200		19	1.60		14,600		16
21 東大和市	5.64		26,500		52	1.68		7,900		17	1.83		10,800		16
22 東村山市	4.95		27,000	12,000	54	1.60		10,800		19	1.60		13,800		16
23 清瀬市	5.30	11.00	24,000	16,000	51	1.17		4,000		14	1.80		15,000		12
24 東久留米市	4.71		30,700	2,200	54	1.91		12,200	900	19	1.56		12,700	1,500	16
25 西東京市	5.41		28,800	2,800	54	1.68		6,500		19	1.64		14,300		16
26 小平市	5.35		22,500		54	1.85		10,900		19	1.27		15,600		16
27 23 区	7.47		38,400		54	1.96		11,100		19	1.415				16
区市平均	5.20	7.83	25,541	7,556	53.7	1.70		9,624	1,950	18.6	1.56		12,448	2,250	15.8

[注1]「所得割」の算定は、「旧ただし書方式」を採用している。

[注2]23区の介護分所得割は、区ごとに異なるため平均値を掲載している。